

植竹中学校後援会規約

(名 称)

第1条 本会は、植竹中学校後援会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所はさいたま市北区土呂町352番地 植竹中学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、植竹中学校教育の充実・振興に寄与し、併せて会員相互並びに会員と学校との協調を図ることを目的とする。

- 1 災害時、その他における生徒の健康・安全に関すること
- 2 在校生及び同窓生の学習、スポーツ、文化、その他に対する奨励
- 3 地域行事における生徒の育成
- 4 その他必要と認められること

(会 員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

通常会員 本校に在籍する生徒の保護者

同窓会員 卒業生及びその保護者

特別会員 本会の趣旨に賛同される方

協賛特別会員 本会の趣旨に賛同される企業、業者等

(役 員)

第5条 本会には次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 相談役 若干名 (校長・P会長・緑友会長)
- 4 理 事 若干名
- 5 幹 事 若干名 (教頭・教務主任)
- 6 会 計 若干名 (教頭)
- 7 監 事 2名

(任 務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 理事は、特別会員をまとめる。
- 4 幹事は、事務に従事する
- 5 会計は、金銭の出納にあたる。
- 6 監事は、会計の監査にあたる。

(選出)

第7条 役員を選出および任務は次のとおりとする。

- 1 役員については会長が委嘱し、総会で承認を得る。
- 2 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(総会)

第8条 本会は毎年1回5月に総会を開き、次のことを行う。尚、決議は出席者の過半数の同意をもって決定する。

- 1 事業および収支決算の報告とその承認
- 2 事業計画、予算案の審議とその承認
- 3 役員選出及びその承認（隔年）
- 4 その他必要事項

(役員会)

第9条 役員会は随時これを開き、本会の運営にあたる。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費および賛助金で運営する。

通常会員 年1,000円

同窓会員 卒業時に同窓費として1,000円

特別会員 年一口1,000円以上

協賛特別会員 年一口10,000円以上

*特別の事情や行事が行われるときなどで、特別な会費の徴収が必要なときには、各会員に協力をお願いするものとする。

(会計監査)

第11条 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第13条 本会の規約は、総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は、令和3年5月8日とする。

(規約施行日)

第15条 本規約は令和3年5月8日より施行する。

付則 令和8年4月25日 一部改正